

ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会 会長 森山 裕 先生  
ハンセン病対策議員懇談会 会長 金子 恭之 先生

**ハンセン病療養所を永続化するために  
ハンセン病問題基本法の改正を求める署名**

今、国立ハンセン病療養所の入所者は600人を切り、平均年齢も90歳に近づいています。このため、入所者がいなくなった後の療養所をどのような形で残していくのかという、療養所の永続化問題は、喫緊の課題になっています。療養所を永続化することにより、ハンセン病隔離の歴史と、ここで人間の尊厳をかけて生きてきた入所者の暮らしを伝えていくことは、現在及び未来の世代の人権教育にとって大きな意義があります。療養所を永続化するにあたっては、療養所を地域で活用していくという視点が何よりも重要です。そして、療養所の永続化は、誤った隔離政策を推進してきた国の責任において実施していかなければなりません。

しかし、現在ハンセン病問題基本法にはハンセン病療養所を永続化する規定がありません。そこで、国会でハンセン病問題基本法を下記のとおり改正されるよう、切に求めます。

- 1 療養所を国の責任において永続化することを規定すること
- 2 希望する自治体が永続化した段階の療養所を国の委託を受けて運営することを可能にする規定を設けること
- 3 永続化した段階における予算を国が負担することを明文化すること

| 名 前 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

(送付先) 〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10

**多磨全生園入所者自治会**  
TEL 042-393-9784

(取扱団体) 全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会